

新十津川町障害者活躍推進計画

機関名	新十津川町教育委員会
任命権者	新十津川町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
新十津川町教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>新十津川町教育委員会は新十津川町（町長部局）より職員が出向されるため、これまで障害者に限定した職員の募集及び採用は行っていない。</p> <p>これまで大きな問題が生じることもなく、組織的な体制整備は、特段行っていない状況である。</p>
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	障害者である職員が、新十津川町（町長部局）から出向された場合には、不本意な離職を生じさせないように、体制整備や職場環境づくりに留意する。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として教育委員会事務局長を選任する。</p> <p>障害者である職員が新十津川町（町長部局）から出向された場合は、相談窓口を設定する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、厚生労働省令で定める資格を有する職員のうちから、3か月以内に選任する。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障害者である職員が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>相談窓口への相談及び人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえた上で、当該職員にとって過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
その他	
各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援及び配慮に努める。	